

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金実施要領に基づく審査書類の提出期限について

令和2年11月25日
ふるさと人口政策課長 岩下 久展

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金実施要領第5事業の実施手続き1(1)に基づき、審査書類の提出期限を下記のとおり定める。

記

1 審査書類

- ①鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 事業計画書(様式第1号)
- ②鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 収支予算書(様式第2号)
- ③鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 評価項目に対する考え方(様式第3号)

2 提出期限

「1 審査書類」に定める書類を、事業開始45日前までにふるさと人口政策課まで提出すること。